

第4章 資料編

1 男女共同参画推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際婦人年」(目標:平等、発展、平和) ●「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) ●「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ●総理府「婦人問題担当室」が業務開始 ●「婦人問題企画推進会議」開催
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」(1976年～1985年) 	
昭和52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定 ●「国立婦人教育会館」設置 (現在の名称「国立女性教育会館」)
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画前期重点目標」策定
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ●「女子差別撤廃条約」に日本を含む65か国署名、4か国批准 	
昭和56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和59 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回日本女性会議(名古屋)
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法」改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」施行 ●婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ●「婦人問題企画推進有識者会議」開催
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
平成元 (1989)		<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必履修等)
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 	
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ●「育児休業法」公布
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ●初代婦人問題担当大臣の設置

年	青森県の動き	八戸市の動き
昭和50 (1975)		
昭和51 (1976)		
昭和52 (1977)	●婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置	
昭和54 (1979)	●「青森県婦人問題対策推進委員会」設置	
昭和55 (1980)	●企画部に青少年婦人室を設置 ●「青森県婦人行動計画」策定 ●「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 ●「青森県女性団体連絡会」設立	
昭和56 (1981)	●青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管 ●「青森県婦人行動計画推進計画」策定	
昭和59 (1984)		
昭和60 (1985)	●「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣	
昭和61 (1986)	●青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 ●「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる	
昭和62 (1987)		
平成元 (1989)	●「新青森県婦人行動計画」策定	
平成2 (1990)		
平成3 (1991)		●4月 教育委員会に「婦人青少年課」設置
平成4 (1992)		●4月 「八戸市女性行政連絡協議会」設置 ●7月 「八戸市婦人の生活に関する意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き
平成5 (1993)		<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界婦人会議日本国内委員会設置 ●「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ●国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会設置」「男女共同参画推進本部設置」(婦人問題企画推進本部を改組)
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ●ILO156号条約(家庭的責任条約)批准
平成8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ●北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画2000年プラン」策定 ●男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ●「国の審議会等における女性委員の登用について」決定
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人局」が「女性局」、「婦人少年室」が「女性少年室」に改称 ●男女共同参画審議会設置(法律) ●「男女雇用機会均等法、労働基本法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」公布 ●「介護保険法」公布
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申
平成11 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定) ●男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ●「男女共同参画週間」(毎年6月23日～29日)決定 ●「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ●「健やか親子21」策定

年	青森県の動き	八戸市の動き
平成5 (1993)	●青少年婦人室が青少年女性課へ改組	
平成6 (1994)		●4月 「女性青少年課」に改称 ●9月 「八戸市女性懇談会」設置 ●9月 「八戸市女性行動計画策定会議」設置
平成7 (1995)	●第4回世界女性会議NGOフォーラムに 県内女性10名を派遣	
平成8 (1996)	●青少年女性課から女性政策課へ改組 ●「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性 行政推進連絡会議」に改正 ●「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女 性政策懇話会」に改正	●12月 「男女共同参画社会をめざすはちのハ プラン」策定 (目標達成年度を平成12年度とする)
平成9 (1997)	●「新青森県長期総合プラン」策定 男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる ●青森県男女共同参画に関する意識調査実施	●3月 「男女共同参画社会をめざすはちのハ プラン実施計画」策定
平成10 (1998)		●9月 「八戸市女性懇談会」を廃止し「八戸市 男女共同参画社会推進懇話会」設置 ●9月 「男女共同参画に関するアンケート調 査」実施(庁内) ●9月 「男女共同参画社会を考える情報誌 With you」創刊
平成11 (1999)		●4月 企画部企画調整課に「男女共同参画室」 設置 ●10月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会」 設置
平成12 (2000)	●「あおもり男女共同参画プラン21」策定 ●女性政策課から男女共同参画課へ改組 ●「女性政策懇話会」を「男女共同参画懇 話会」に改正 ●「青森県女性行政推進連絡会議」を 「男女共同参画推進連絡会議」に改正	●4月 「八戸市女性行政連絡協議会」を「八戸 市男女共同参画推進会議」に名称変更 ●4月 「八戸市附属機関等の設置及び運営に 関する要綱」で女性委員の登用目標を 30%以上に定める ●4月 「八戸市セクシュアル・ハラスメントの 防止等に関する要綱」制定 ●5月 「男女共同参画社会をめざす はちのハ プラン」の目標達成年度を平成17年度 に延長することを決定 ●8月 懇話会が市長に「男女共同参画社会を めざすはちのハプラン」推進のための 提言書を提出 ●10月 「八戸市女性模擬議会」開催

年	世界の動き	日本の動き
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ●「総理府男女共同参画室」が「内閣府男女共同参画局」に改組 ●「男女共同参画会議」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ●「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等) ●「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定
平成14 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行 ●アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置
平成15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連女子差別撤廃委員会第29会期において日本の第4・5回実施状況報告を審議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布・施行 ●「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ●育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ●第49回国際婦人の地位委員会、通称「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定

年	青森県の動き	八戸市の動き
平成13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ●「青森県男女共同参画センター(アピオあおもり)」開館 ●「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 ●「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 ●「青森県男女共同参画審議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月 八戸市男女共同参画推進庁内委員会が市長へ提言書「男女がともに働きやすい職場づくりをめざして」を提出 ●5月 八戸市男女共同参画推進懇話会が市長に「条例に関する意見書」を提出 ●6月 「男女共同参画都市宣言に関する決議」を可決 ●10月 「八戸市男女共同参画基本条例」施行 ●10月 「八戸市男女共同参画審議会」設置 ●10月 「男女共同参画都市宣言奨励事業」実施
平成14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課(男女共同参画グループ)へ改組 ●「あおもり男女共同参画プラン21改訂版」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●3月 「男女共同参画社会をめざすはちのハプラン実施計画」改訂 ●4月 機構改革により「生活環境部生活・交通安全課男女共同参画班」となる ●5月 「八戸市男女共同参画審議会」組織会 ●6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第2期)」組織会 ●6月 「八戸市職員旧姓使用取扱要綱」制定 ●9月 「八戸市民の男女共同参画に関する意識調査」実施 (緊急雇用創出事業・3月報告書完成)
平成15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ●青森県男女共同参画に関する意識調査実施 ●「青森県男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月 機構改革により「市民生活部市民連携課男女共同参画グループ」となる ●10月 「男女共同参画に関するアンケート調査」実施(庁内) ●10月 「女性模擬議会」開催
平成16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ●県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月 八戸市男女共同参画審議会(第1期)が市長に「男女共同参画社会をめざすはちのハプランの推進について」提言書を提出 ●5月 「八戸市男女共同参画審議会(第2期)」組織会 ●6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第3期)」組織会
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●2月 「八戸市次世代育成支援行動計画前期計画」策定 ●3月 3月31日 南郷村と合併

年	世界の動き	日本の動き
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ●東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法公布 ●「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(インド) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行 ●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連女子差別撤廃委員会第44会期において日本の第6回実施状況報告を審議 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正法施行(短時間勤務制度の義務化、パパママ育休プラス、専業主婦(夫)除外規定の廃止、介護休暇制度創設)

年	青森県の動き	八戸市の動き
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ●青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 ●「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 ●「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●1月 八戸市男女共同参画審議会(第2期)が「八戸市男女共同参画基本計画改定の基本的な考え方について」を市長へ提出 ●2月 「第2次八戸市男女共同参画基本計画はちのへプラン2006」策定 ●3月 「第2次八戸市男女共同参画基本計画はちのへプラン2006実施計画」策定 ●4月 機構改革により「市民生活部男女参画国際課男女共同参画グループ」となる ●4月 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」で男女構成比率において少ない方の割合が30%以上になるよう目標を定める ●5月 「八戸市男女共同参画審議会(第3期)」組織会 ●6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第4期)」組織会 ●9月 「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ●「新おもり男女共同参画プラン21」策定 ●配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管 	<ul style="list-style-type: none"> ●3月 「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施(課長級以下の正職員対象・庁内委員会実施) ●8月 「各種休業制度取得中職員への情報提供アンケート」実施(庶務担当者対象・庁内委員会実施) ●9月 「県内市町村の男女共同参画推進に関するアンケート」実施(県内39市町村対象・庁内委員会実施) ●11月 「第2回職員アンケート」を実施(課長級以下の正職員対象・庁内委員会実施)
平成20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ●「青森県基本計画未来への挑戦」策定 男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月 「男女共同参画に関する苦情処理機関の設置要綱」制定 ●5月 「八戸市男女共同参画審議会(第4期)」組織会 ●6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第5期)」組織会
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 ●「青森県男女共同参画に関する意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月 「男女共同参画に関する職員アンケート」を実施(全正職員対象・庁内委員会実施)

年	世界の動き	日本の動き
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ●第54回国際婦人の地位委員会、通称「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●A P E C 第15回女性リーダーズネットワーク(W L N)会合 ●第8回男女共同参画担当者ネットワーク(G F P N)会合 ●第1回女性起業家サミット(W E S)開催 ●「イクメンプロジェクト」発足 ●「改正育児・介護休業法」施行
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ●UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足 ●女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント(平成23年8月)についての同委員会見解の公表 	
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定 ●「育児・介護休業法」改正の全面施行
平成25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ●UN Women日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 ●「日本再興戦略」の中で女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置付け ●「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正
平成26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ●第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ●「女性が輝く先進企業表彰」創設
平成27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ●第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」) ●UN Women日本事務所開設 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性・平和・安全保障に関する行動計画策定 ●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 ●「第4次男女共同参画基本計画」策定

年	青森県の動き	八戸市の動き
平成22 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> ●3月 「八戸市次世代育成支援行動計画後期計画」策定 ●4月 機構改革により「総合政策部市民連携推進課男女共同参画グループ」となる ●5月 「八戸市男女共同参画審議会(第5期)」組織会 ●6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第6期)」組織会 ●6月 「八戸市民並びに事業所の男女共同参画に関する意識調査」実施(緊急雇用創出事業) ●10月 「トーキングカフェ」「女性チャレンジ講座」が第5次八戸市総合計画(後期)の戦略プロジェクトとして位置付けられる
平成23 (2011)	●「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準」策定	<ul style="list-style-type: none"> ●1月 「次世代育成支援特定事業主行動計画」策定 ●4月 「八戸市虐待等の防止に関する条例」施行
平成24 (2012)	●「第3次あおり男女共同参画プラン21」策定	<ul style="list-style-type: none"> ●1月 「男女共同参画に関する職員アンケート」を実施(全正職員対象・庁内委員会実施) ●3月 「第3次八戸市男女共同参画基本計画」策定 ●6月 「八戸市男女共同参画審議会(第6期)」組織会
平成25 (2013)	●「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。	<ul style="list-style-type: none"> ●3月 「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定 ●3月 「八戸市DV被害者対応関係課マニュアル」作成
平成26 (2014)	●「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」策定	●7月 「八戸市男女共同参画審議会(第7期)」組織会
平成27 (2015)	●「青森県男女共同参画に関する意識調査」実施	●7月 「男女共同参画に関する市民アンケート及び事業所アンケート」実施

年	世界の動き	日本の動き
平成28 (2016)	●女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告の審議・最終見解の公表	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」完全施行 ●「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ●「育児・介護休業法」改正 ●「ストーカー規制法」改正 ●内閣にSDGs推進本部設置
平成29 (2017)	●第61回国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択	●「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ●「改正 育児・介護休業法」施行 ●「改正 ストーカー規制法」施行 ●「働き方改革実施計画」策定 ●「SDGsアクションプラン2018」策定
平成30 (2018)		●「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「働き方改革関連法」成立 ●「候補者男女均等法」公布・施行 ●「人づくり革命基本構想」策定
平成31・ 令和元 (2019)	●「第5回国際女性会議」/「W20(women20)」日本会議 ●ジェンダー平等及び女性のエンパワメントに関するG7宣言	●配偶者暴力防止法の一部改正 ●世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表 日本は121位/153か国中 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ●「女性活躍加速のための重点方針2019」策定 ●「SDGsアクションプラン2020」決定
令和2 (2020)	●第64回国連婦人の地位委員会(CSW)・北京+25「第4回世界女性会議から25周年における政治宣言」	●「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 ●「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」策定 ●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定
令和3 (2021)	●ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム開催	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定
令和4 (2022)		

年	青森県の動き	八戸市の動き
平成28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月 「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定 ● 7月 「八戸市男女共同参画審議会(第8期)」組織会 ● 10月 「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定
平成29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第4次あおり男女共同参画プラン21」策定 ● あおり性暴力被害者支援センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月 中核市に移行
平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組として位置付けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月 「八戸市男女共同参画審議会(第9期)」組織会
平成31・ 令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」策定 	
令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ● 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月 「第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定 ● 3月 「次世代育成支援特定事業主行動計画」改正 ● 7月 「八戸市男女共同参画審議会(第10期)」組織会 ● 10月 「男女共同参画に関する市民アンケート及び事業所アンケート」実施
令和3 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月 「八戸市DV被害相談者支援マニュアル」改訂(旧名称：DV被害者対応関係課マニュアル) ● 3月 「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」改正 ● 10月 「八戸市配偶者暴力(DV)相談支援センター」開設
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第5次あおり男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月 「第5次八戸市男女共同参画基本計画」策定 ● 3月 「八戸市DV被害相談者支援マニュアル」改訂

2 男女共同参画関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及

び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 八戸市男女共同参画基本条例（平成13年9月27日条例第37号）

私たちの目指す21世紀の社会は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会である。

八戸市においては、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根深くあり、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により着実に発展を遂げてきた八戸市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されなければならないこと。

- (2) 男女が社会における活動を選択することに対して、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。
- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女がその一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動とその他の社会生活における活動との両立ができるようされなければならないこと。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解を深め、生涯を通じて健康な生活を営むこと並びに両性の合意の下に安心して妊娠及び出産ができることについて配慮されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第8条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校教育をはじめとするあらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の推進への取組が積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行う男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(苦情等の処理)

第14条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申し出があったときは、他の機関と連携し解決に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止)

第15条 何人も、社会生活のあらゆる場において、男女共同参画の推進の阻害要因となるようなセクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行わないようしなければならない。

(公衆に提供する情報に関する留意)

第16条 何人も、公衆に情報を提供する場合においては、性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 事業者から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた者

5 前項の委員の定数は、15人以内とする。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任事項)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(略)

3 用語の解説

用語	解説
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
えるぼし認定制度	自社の女性活躍に関する現状把握と課題分析をした上で、それを踏まえた目標設定のもと、取組を実施するための女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業者のうち、一定基準を満たし女性の活躍促進に関する状況などが優良な事業者を認定する制度のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各家族構成員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決める協定のこと。
キャリアアップ	より高い資格・能力を身につけること。
グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。</p> <p>一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標：SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

用語	解説
<p>女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</p>	<p>昭和 54(1979)年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56(1981)年に発効。我が国は昭和 60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p>
<p>指導的地位</p>	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020 年 30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成 19(2007)年 2 月 14 日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</p>	<p>女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力である社会を実現することを目的としている。</p> <p>男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や女性の職業生活における推進のための支援措置等について定めている。</p>

用語	解説
性的指向 ・性自認(性同一性)	<p>性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えばレズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
セクシュアル ・ハラスメント (性的嫌がらせ)	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16(2004)年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。</p> <p>また、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>男女雇用機会均等法においては、①職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価型セクシュアル・ハラスメント)②性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクシュアル・ハラスメント)をいう。</p>
ダイバーシティ	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>

用語	解説
男女共同参画社会 基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における 男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する 法律)	雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図り、働く女性の就業環境を整えることを目的としている。 募集・採用、配置・昇進、教育・訓練、福利厚生、定年・退職、解雇などあらゆる面で、合理的理由がある場合を除き、差別を禁止している。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防事業のマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援の 4 つの事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核機関。
DV (ドメスティック ・バイオレンス)	Domestic Violence の略称。 配偶者または親密な関係にある男女間の暴力をいう。配偶者には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後に引き続き暴力を受ける場合を含む。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことをいう。
八戸市男女共同参画 基本条例	平成 13(2001)年 9 月に公布、10 月に施行された八戸市における男女共同参画を推進するための自主制定条例。制定に当たって、市民からの意見を直接盛り込むことを目指し、広く市民に条例に対する意見を公募し、八戸市男女共同参画推進懇話会に設置した専門部会の条例策定委員会がそれらを整理・集約して条例案を策定した。 男女共同参画を市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市を築くためであるとし、5 つの基本理念を定めたほか、男女共同参画推進月間を定めた。
パートタイム労働者	パートタイム労働法の対象であるパートタイム労働者とは、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者とされている。 「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」、「臨時社員」、「準社員」など呼び方が異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となる。

用語	解説
パブリックコメント 制度	市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための手続き。
ポジティブ・アクション (積極的格差改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)。八戸市では、八戸市男女共同参画基本条例第2条第3号に「積極的格差改善措置」と規定している。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいう。 「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15(2003)年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。
ワーク・ライフ ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

4 第5次八戸市男女共同参画基本計画策定の経緯

年月日	実施内容
令和2(2020)年 10月20日～11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する市民アンケート(18歳以上の市民1,000人)実施 ●男女共同参画に関する事業所アンケート(市内事業所300か所)実施
令和3(2021)年 3月18日	●令和2年度第3回八戸市男女共同参画審議会 (第5次男女共同参画基本計画骨子案・策定スケジュール等報告)
令和3(2021)年 7月9日	●令和3年度第1回八戸市男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(1次案)審議)
令和3(2021)年 12月2日	●令和3年度第2回八戸市男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(2次案)審議)
令和4(2022)年 1月6日～2月4日	●パブリックコメント実施
令和4(2022)年 2月10日	●令和3年度第3回男女共同参画審議会 (第5次八戸市男女共同参画基本計画(最終案)審議)

八戸市男女共同参画審議会（第9期）委員名簿

任期：平成30年7月10日～令和2年7月9日

No.	役職	氏名
1	会長	堤 静子
2	副会長	慶長 洋子
3	委員	浮木 隆
4	委員	北向 秀幸
5	委員	瀧澤 透 (～R元. 9. 9)
6	委員	鈴木 パティ
7	委員	中山 恵美子
8	委員	二村 元樹
9	委員	富塚 リ工 (～R 2. 3. 31)
		辺田 幸子 (R 2. 4. 27～)
10	委員	松石 徹

八戸市男女共同参画審議会（第10期）委員名簿

任期：令和2年7月10日～令和4年7月9日

No.	役職	氏名
1	会長	堤 静子
2	副会長	慶長 洋子
3	委員	安部 信行
4	委員	石橋 一恭
5	委員	浮木 隆
6	委員	鈴木 パティ (～R 3.11.15)
		武部 千賀子 (R 3.11.25～)
7	委員	中山 恵美子
8	委員	二村 元樹 (～R 3.3.25)
		高木 功 (R 3.4.30～)
9	委員	辺田 幸子
10	委員	榎本 英子